別紙６

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書提出書類一覧

届出者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号：

担当者　所属･氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 区分項 目 | ア | イ | ウ | エ | ア | イ | ウ | 備　　　　考 |
| (本社)住所変更 | 氏名・名称変更 | 役員等変更 | 施設変更 | 休止 | 再開 | 廃止 |
| ① | 変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧（氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所記載のもの） |  |  | ◎ |  |  |  |  |  |
| ② | 平面図、立面図、断面図、構造図 |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| ③ | 設計計算書 |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| ④ | 付近の見取り図 |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| ⑤ | 施設配置図 |  |  |  | ○ | ◎ | ◎ |  | 対象となる施設を色で明示 |
| ⑥ | 公図の写し |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| ⑦ | 施設の写真 |  |  |  | ◎ |  |  |  | 保管施設を含む。変更のあった箇所のみを添付。 |
| ⑧ | 産業廃棄物処理工程図 |  |  |  | ○ |  |  |  | 中間施設のみ |
| ⑨ | 保管量の上限を示す図面及び計算書 |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| ⑩ | 保管高の上限を示す図面及び計算書 |  |  |  | ○ |  |  |  | 屋外で容器を用いない場合に限る。 |
| ⑪ | 生活環境への影響が増大しないことを示す書類 |  |  |  | ◎ |  |  |  | 様式５を参考に作成 |
| ⑫ | 維持管理計画書 |  |  |  | ○ |  |  |  | 変更前後を添付 |
| ⑬ | 処理施設の休止に関する計画書 |  |  |  |  | ◎ |  |  |  |
| ⑭ | 処理施設の廃止に関する計画書 |  |  |  |  |  |  | ◎ |  |
| ⑮ | 定款又は寄附行為（法人の場合に限る。） | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  | 使用人又は出資者のみ変更の場合は添付不要 |
| ⑯ | ◆登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。） | ◎ | ◎ | ◎ |  |  |  |  | 使用人又は出資者のみ変更の場合は添付不要 |
| ⑰ | ◆届出者の住民票の写し（個人の場合に限る。） | ◎ | ◎ |  |  |  |  |  |  |
| ⑱ | ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等 |  |  | ○ |  |  |  |  | ※届出者が未成年者である場合に添付。※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。 |
| ⑲ | ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法人の場合に限る） |  |  | ○ |  |  |  |  |  |
| ⑳ | ◆出資者（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法人の場合に限る。）。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ㉑ | ◆出資者等（法人）の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。） |  |  | ○ |  |  |  |  |  |
| ㉒ | 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等 |  |  | ○ |  |  |  |  |  |
| ㉓ | 許可証 |  |  |  |  |  |  | ◎ |  |

 ◎ ：必ず添付を要する書類

 ○ ：該当する場合（内容に変更がある場合）には添付を要する書類

　・　項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して３か月前の日以降に交付されたものに限る。

　・　住民票の写しは、本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されたものに限る。

　・　登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。

　・　複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第５号）を提出すること。

 ・その他各資料は、要領第３、第４によること。